

## 平成26年度第2回草津市協働のまちづくり推進本部会議議事概要

### ■日時：

平成26年9月3日（水）10時00分～11時30分

### ■場所：

市役所 庁議室

### ■出席者：

市長、副市長、総合政策部長、危機管理監、総合政策部理事（経営改革・草津未来研究所担当）、総務部長（兼法令遵守監）、まちづくり協働部長、まちづくり協働部理事（拠点施設整備担当）、環境経済部長、環境経済部理事（廃棄物担当）、健康福祉部長、健康福祉部理事（社会福祉・健康増進担当）、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事（景観・交通政策担当）、都市計画部理事（都市再生担当）、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事（学校教育担当）、議会事務局長

## 1. 審議案件

### （1）まちづくり協議会への市の役割について

#### 【事務局】

<資料1に基づき説明>

#### 【委員】

まちづくり計画の中には、市がすべきものと住民が担っていくものが入っていると思われる。

これから、市民センターに指定管理を導入していく中で、本来市がすべきものと、まちづくり協議会がすべきものの整理ができていない。このまま、協働推進員はどのように区分できるのか。市として、指定管理業務を整理しなければ、協働推進員は対応できないのではないかと。

#### 【事務局】

市民センターと公民館それぞれ6つの項目があり、それを具体的に地域に担っていただくことについては、整理をさせていただいたうえで指定管理をお願いしていこうと思っている。協働推進員が実際取り組むにあたっては、行政がすべきこと、地域がすべきことについて、今後役割分担を明確にしていくため、現在協働のまちづくり推進計画を策定中である。

#### 【事務局】

まちづくり計画は、基本的に「自分たちのことは自分たちでやっていく」という計画である。ただ、取り組みを進めていく中で行政も一緒に協力しながら実施していけるものもある。地域の独自事業は相談に来られないが、行政と一緒にするような事業については、各部の関わりもお願いしたいので、窓口として協働推進員にお願いしたい。

#### 【委員】

行政とまちづくり協議会との業務分担や人材が整理できていない。指定管理にして、市職員を派遣したとき上手くいくのか。早急に役割分担を示すべきである。

#### 【事務局】

指定管理については、何をしてもらうのかはできるだけ早く教育委員会と協議し、お示しするた

めに協議している。まとめ次第、この本部会議で協議をお願いしたいという思いである。

**【委員】**

指定管理に何をやってもらうのかというのはおかしいと思う。指定管理というのは、公の施設の管理運営であるから、まちづくりセンターの管理の機能をまず決めないといけない。その機能以外の部分を自主的にやってもらうのはいいことであるが、まず機能を決めないと議論にもならない。

**【事務局】**

指定管理に向けて、まずは地域コミュニティセンターの機能を定めることを進めている途中である。協働推進員の仕組みについては、今まで地域との窓口がばらばらであり、横断的な調整ができなかった。市として窓口を一本化するために、総括副部長に協働推進員を担っていただきたい。

**【委員】**

協働推進員とは、地域担当性ではないということか。道路関係であれば建設部に相談するなど分野別であるのか。また、総括副部長が全ての相談を受けなければならないのか。

**【事務局】**

総括副部長が全てを受けていただく必要はない。窓口としてまちづくり協働部と一緒に対応していただく。

**【委員】**

団体の弱いところを補うために、カルテを作って計画を策定していくのが普通である。今の計画をもっと充実させていく必要があると思うので、指導をしていくべきである。また、計画を統一していく必要がある。

**【事務局】**

計画策定マニュアルを示したが、初めてで不十分な部分もあったので、今後改定されるときには指導させていただく。

**【委員】**

資料7ページの役割の中で、交付金の使い方についてのチェック体制はどのようにされているのか。この仕組みをつくる資料を作成する必要はないのか。

**【事務局】**

交付金の使途については、交付金利用マニュアルを作成しており、地域に示している。実績も報告いただいている。基本的には、地域の裁量で自由な発想での活動を増やすことを期待して交付金化した。一括交付金やふるさとづくり交付金については、使われる際にまちづくり協働部とまちづくり協議会の事務局長と事前に相談している。好ましくない使い方があれば指導をしている。

**【委員】**

資料4ページの確認だが、自治連合会は通さずに、全てまち協に話をもっていってもよいのか。

**【事務局】**

基本的にはまちづくり協議会で進めていただきたい。

**【委員】**

自治連合会には確認できているのか。町内会とまちづくり協議会の意見が違うところもある。

**【事務局】**

基本的には、まちづくり協議会が地域の窓口であり、本年8月には認定もさせていただいた。

**【委員】**

町内会と自治連合会とまちづくり協議会が明確ではないと思われる。自治連合会とまちづくり協議会のあり方についての対応を統一すべきである。

**【委員】**

協働推進員制度はいつから実施するのか。

**【事務局】**

今回説明をさせていただいた後、まちづくり協議会連合会で説明し、了解をいただいたら要綱を作成して本年度から進めていきたい。

**【委員】**

まずは、総括副部長に課題整理をしていただきたい。その後、まちづくり協議会連合会に諮らうかどうか。

**【事務局】**

総括副部長については幹事会で2回説明し、了承済みである。

**【委員】**

前回の幹事会にて本日の意見が出されてないのであれば、再度幹事会を開き議論すべき内容である。

**【事務局】**

幹事会では、協働推進員が単独で対応するようになっており、まちづくり協働部も一緒に入るよう御指摘をいただきその部分は修正させていただいたが、先程のようにまちづくり協議会に対してどこまで支援するのかなど深い意見まではでていない。

**【委員】**

資料2ページについて、まちづくり計画は行政への要望に関する計画ではないと書かれており、まちづくり計画にはハードとソフトがあるが、道路整備や河川整備は対象にはならないという認識でいいのか。

**【事務局】**

基本的にハードは想定していない。ただし、地域のまちづくりは地域だけでなく、市域の一部であることから、市が道をつくるなどハード部分もでてくるとされる。

**【委員】**

地域がすることを計画にするのではないのか。行政がすべきことは書かないという説明ではなかったのか。

**【事務局】**

道路や河川の整備は市の施策であり、計画に入れるべきものではない。

**【委員】**

地元で大きな施設が設置される場合、計画に盛り込むのか。

**【事務局】**

活用方法については計画にのせるが、整備は計画にのせない。

**【委員】**

資料4ページの「対象学区に限定する重要な計画」に合致する市の計画はあるのか。

【事務局】

市民総合交流センターなどである。

【委員】

そのような計画は存在しない。実施地域として一部地域に限定される計画はあるが、対象学区に限定する市の計画はない。

【事務局】

文言を修正する。

【委員】

使用4ページについて、これは新たな仕組みをつくりに行くのか。

【事務局】

新しい仕組みをつくる訳ではなく、既存の制度を明確にするものである。

審議結果：審議未了につき、幹事会で再度議論を行う。

## 2. 報告案件

### (1) 市民参加の意見書について

【事務局】

<資料2に基づき説明>

【委員】

意見書の対応策については、まちづくり協働部で決裁をとって周知するのか。

【委員】

多様な公募委員に入っていただく場合は、審議会を夜間にするか、土日に開催する必要があると思われるがどのように考えているか。

【事務局】

会議日程について検討はしたが、夜間や土日開催は困難であると考えている。

【委員】

総合計画を策定する際には、土日に委員会を開催した。

【事務局】

意見書の対応策については、幹事会に諮らせていただく。

### (2) 「協働のまちづくり推進計画」のフレームについて

【委員】

フレームについて、教育機関とは調整できているのか。

【事務局】

教育委員会と調整させていただいた。

【委員】

スケジュールはどうか。

【事務局】

資料18ページのとおりである。